

青森市森林整備計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 13 日から同年 3 月 16 日まで縦覧に供した青森市森林整備計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

1 意見の要旨

意見の提出なし

2 処理の状況

—